

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

旭川国民年金 事案500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から61年3月までの期間及び平成7年2月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、10年4月から11年3月までの保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年8月から61年3月まで
② 平成7年2月から同年11月まで
③ 平成10年4月から11年3月まで

申立期間①については、夫婦二人分の国民年金保険料の申請免除手続きが遅れたため、後に社会保険事務所（当時）から未納である旨の連絡があり、妻が夫婦二人分の保険料を納付した。

申立期間②については、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、妻の当該期間の保険料は納付済みとなっていることから、妻が私の分の保険料のみを納付しないはずがない。

申立期間③については、国民年金保険料の納付が困難であり、毎年、妻がA市役所で申請免除手続きを行い、保険料の納付を免除されていたはずである。

申立期間①及び②については、国民年金保険料を納付していたこと、申立期間③については、保険料の納付を免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人及びその妻は、国民年金保険料の免除制度を知り、初めて申請免除手続きを行ったとする昭和61年4月以降、申立期間以外に保険料の未納期間は無い。

また、申立期間②については、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の

国民年金保険料を納付していたと主張しているとおりに、オンライン記録から、申立人は申立期間②の直前である平成6年4月から7年1月までの保険料が納付されている上、妻は厚生年金保険被保険者期間である同年5月及び同年6月を除き、6年12月から7年11月までの保険料は納付されていることが確認できることから、妻が自身の保険料を納付しながら、申立人の保険料を未納にしていたとは考え難い。

さらに、申立期間③については、申立人は、毎年、妻がA市役所で申立人の申請免除手続きを行い、保険料の納付を免除されていたと主張しているとおりに、オンライン記録から、申立期間③の前後の期間である平成8年度から12年度までの保険料については、申請免除手続きを行い、保険料の納付を免除されていることが確認できる上、A市では、2年度から、免除該当者宅を訪問して、免除申請を受け付けていたと回答していることから、申立人が保険料の納付について免除を受けていたと考えるのが自然である。

- 2 申立期間①については、申立人は、国民年金保険料の申請免除手続きが遅れたため、未納期間となった夫婦二人分の保険料を妻が納付していたと主張しているとおりに、オンライン記録から、申立期間①の直後である昭和61年4月から夫婦共に保険料の免除期間となっている上、申立期間①のうち、妻の60年10月から61年3月までの保険料は過年度納付されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立期間①のうち、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする妻の昭和59年8月から60年9月までの保険料は未納となっている上、当該期間について、妻は、「保険料を納付していたと思うが、私も未納となっているので、保険料を納付していたかどうかは自信がない。」と回答していることから、妻が61年4月からの保険料について申請免除手続きを行った後、申立期間①のうち、未納期間であった60年10月から61年3月までの保険料を夫婦一緒に過年度納付したと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から61年3月までの期間及び平成7年2月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、10年4月から11年3月までの保険料については、免除されていたものと認められる。

旭川国民年金 事案501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月から49年3月まで
② 昭和50年1月から51年3月まで

私の国民年金への加入手続は、昭和48年ころに、実家のA市B地区にあったC会の人が行い、国民年金保険料は、同会の集金人が毎月25日過ぎに自宅に集金に来てくれたので、集金人に納めていた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、15か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間②以降、国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、C会を通じて国民年金保険料を納付していたと主張しているとおりに、A市では、「C会で国民年金保険料の集金を開始したのは、昭和36年4月からであった。」と回答している上、申立期間②当時、同会で保険料の集金を担当していた集金人は、「申立人の両親の分の保険料を集金に行っていた記憶は、はっきりある。申立人の保険料も集金していたと思う。」と証言していることから、申立人が同会を通じて保険料を納付していたと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人は、昭和48年ころにC会の人国民年金の加入手続を行い、同会の集金人を通じて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、49年4月ころに払い出されたと推認でき、申立期間①に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①の国民年金保険料10か月分をC会の集金人を通じてまとめて現年度納付することはできたものの、昭和49年4月から同会で保険料の集金を担当していた集金人は、「保険料の集金は毎月行っていたので、数か月分をまとめて集金することはなかった。」と証言している上、申立人は、保険料の納付方法については、「数か月分の保険料をまとめて納付したことはない。」、「C会の集金以外で保険料を納付したことはない。」と述べていることから、申立人は、49年4月分から同会の集金人を通じて保険料の納付を開始したと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の医療法人社団A会B事業所（適用事業所名称は、医療法人社団A会）に係る標準賞与額は平成15年6月15日を32万9,000円、同年9月15日を16万3,000円、同年12月15日を50万1,000円、16年3月25日を10万3,000円、同年6月15日を13万7,000円、同年9月15日を14万3,000円、同年12月15日を22万2,000円、17年3月25日を10万1,000円、同年9月15日を16万3,000円、同年12月15日を21万7,000円、18年3月25日を10万3,000円、同年6月15日を28万6,000円、同年9月15日を15万7,000円、同年12月15日を21万2,000円、19年3月25日を10万2,000円、同年6月15日を27万9,000円、同年9月15日を16万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月
② 平成 15 年 9 月
③ 平成 15 年 12 月
④ 平成 16 年 3 月
⑤ 平成 16 年 6 月
⑥ 平成 16 年 9 月
⑦ 平成 16 年 12 月
⑧ 平成 17 年 3 月
⑨ 平成 17 年 9 月
⑩ 平成 17 年 12 月
⑪ 平成 18 年 3 月
⑫ 平成 18 年 6 月
⑬ 平成 18 年 9 月
⑭ 平成 18 年 12 月
⑮ 平成 19 年 3 月
⑯ 平成 19 年 6 月
⑰ 平成 19 年 9 月

平成21年7月に社会保険事務所（当時）で確認したところ、医療法人社団A会B事業所の賞与に係る支払届が一部しか提出されていないことが分かった。賞与は1年に4回支給されており、支払明細書も持っているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与の支払明細書により、申立人は、申立期間において医療法人社団A会B事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、平成15年6月15日は32万9,000円、同年9月15日は16万3,000円、同年12月15日は50万1,000円、16年3月25日は10万3,000円、同年6月15日は13万7,000円、同年9月15日は14万3,000円、同年12月15日は22万2,000円、17年3月25日は10万1,000円、同年9月15日は16万3,000円、同年12月15日は21万7,000円、18年3月25日は10万3,000円、同年6月15日は28万6,000円、同年9月15日は15万7,000円、同年12月15日は21万2,000円、19年3月25日は10万2,000円、同年6月15日は27万9,000円、同年9月15日は16万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主とは連絡が取れないことから確認できないが、申立期間である平成15年6月から19年12月までの期間には19回もの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出する機会があったにもかかわらず、オンライン記録では、17年6月15日及び19年12月15日の2回しか記録されておらず、社会保険事務所がこのほかの届出のすべてを記録しないと考えることから、事業主は健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していないものと考えられ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、株式会社A）における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和40年12月21日）及び資格取得日（昭和41年3月4日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月21日から41年3月4日まで

A事業所には、昭和40年に入社してから平成7年に退職するまでは正社員として継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

また、A事業所からは「社会保険加入証明書」を交付されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、A事業所において昭和40年7月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年12月21日に資格を喪失した後、41年3月4日に同事業所において再度被保険者資格を取得しており、40年12月から41年2月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、当時の事業主及び事務担当であった同僚の回答から、申立人は申立期間において、A事業所で継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「申立人は、昭和40年7月1日にA事業所に入社してから、平成7年7月18日に退職するまでの間、当社により社会保険に加入していたことを証明します。」と記載された「社会保険加入証明書」を申立人に対し交付しているところ、当時の事務担当者は、「申立期間も、申立人は継続勤務していたので、給与から厚生年金保険料も控除されていたと思う。」旨を証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判

断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る40年12月から41年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成14年4月22日に、厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月22日から同年4月22日まで

株式会社Aが保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には資格喪失日が平成14年4月22日と記載されているのに、国（厚生労働省）の厚生年金保険の記録では同年2月22日喪失となっている。

株式会社Aにおける厚生年金保険の資格喪失日は平成14年4月22日で間違いないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元経理担当者の証言及び申立期間当時の商業登記簿謄本の役員欄に申立人は役員として記載されていることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aが提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、退職等の年月日は平成14年3月21日から同年4月21日に、資格喪失年月日は同年3月21日から同年4月22日に訂正され、同社の社印により訂正印が押されている上、社会保険事務所の同年5月7日付けの受付印及び同年5月10日付けの確認印が確認できるところ、オンライン記録では当該確認印の日付と同日の同年5月10日に資格喪失日を同年2月22日と入力処理をしていることが確認できる。

さらに、株式会社Aの元経理担当者は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日及び退職等の年月日が訂正されていることについて、「当初、資格喪失日と退職日の両方を平成14年3月21日と記載して届け出たため、社会保険事務所から電話で日付が間違っていると連絡があり、その際に退職月の記載間違いにも気づき、3月を4月に訂正して再提出した。」

と述べており、これらのことから、申立人が平成14年2月22日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する平成14年4月22日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成14年1月のオンライン記録から30万円とすることが妥当である。

旭川国民年金 事案502

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から同年9月まで

私は、平成10年3月に厚生年金保険に加入するまで、国民年金保険料を、毎月、会社の帰りの17時20分ころにA町役場の国民年金の窓口担当者に4,400円ぐらいを納付した。

A町役場の窓口担当者はいつも同じ人で、40歳から50歳ぐらいの女性だった。私が役場で国民年金保険料を納付したのは申立期間だけなので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、毎月、会社帰りの17時20分ころ、A町役場の国民年金窓口の担当職員に納付していたと主張しているが、A町では、平成9年当時は、「国民年金保険料も含めて歳入金は、指定金融機関では納付できたが、役場の窓口で現金収納は行っていなかった。」、「庁舎内にあった指定金融機関のB銀行（当時）は16時までの営業であった。」と回答している。

また、申立人が申立期間当時に国民年金の窓口担当であったとする職員について、A町では、「平成9年4月に国民年金担当から隣の戸籍担当へ配置換えしており、戸籍担当が国民年金の窓口を手伝うことはなかった。」と回答しており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、納付していた毎月の国民年金保険料額は4,400円ぐらいと主張しているが、実際の保険料月額1万2,800円とは相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保

険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成3年9月まで

申立期間当時は、A株式会社（現在は、株式会社B）でC業務に従事しており、給与は日給月給制で支給されていた。

申立期間について、毎月の勤務日数はほとんど変わらず、残業もほとんど無かったので、報酬額の変動は無かった。標準報酬月額が下がっているのはおかしいので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A株式会社における、申立人の標準報酬月額の記録は、昭和63年10月から平成元年9月までの期間の標準報酬月額は11万円、同年10月から3年9月までの期間は11万8,000円となっているところ、申立人は、申立期間の標準報酬月額は、当該期間の前後と同額（12万6,000円）であり、報酬額に変動は無かったと主張している。

しかしながら、申立人から提出のあった昭和63年分から平成3年分までの給与所得の源泉徴収票のうち、昭和63年と平成元年の社会保険料等の金額を比較すると保険料率の変更が無いにもかかわらず、昭和63年は15万2,265円、平成元年は14万7,548円となっており、元年の方が低額であったことが確認できることから、標準報酬月額に変更があったものと推認できる。

また、前述の給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料等の金額とおおむね一致している。

さらに、株式会社Bでは、申立期間当時の報酬月額等を確認できる資料は、残っていないと回答しており、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。